

第11期秋田市分別収集計画

秋 田 市
令和 7 年 6 月

1 計画策定の意義

本市では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）施行以前の昭和56年から空きびん、空き缶を分別収集し、再生利用すること等により、資源の有効利用や最終処分場の延命化に取り組んできた。

一方で、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしており、この問題の解決のためには、ごみを再生利用するだけでなく、排出抑制や再使用を積極的に推進することが求められている。

このような中、本市においては、平成27年度を始期とする一般廃棄物処理基本計画や第10期分別収集計画に3R施策を掲げ、循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいるところである。

本計画は、同法第8条の規定に基づき、3年ごとに5年を一期として策定するものであり、今般、策定期が到来したことから、容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策や発生量の見込み等を見直し、公表することにより、それぞれの役割のもと協働で取り組むべき方針を示すものである。

2 基本的方向性

本計画を実施するための基本的方向性を以下に示す。

- (1) 市・事業者・市民の適切な役割分担のもと、環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築するため協働で取り組む。
- (2) ごみの排出抑制、再使用の推進に優先的に取り組むとともに、本市の中間処理施設の性能を踏まえた効率的な処分を実施する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を始期とする5年間とし、10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色およびその他）、段ボール、飲料用紙容器、そ

の他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	16,712t	16,556t	16,400t	16,244t	16,088t
製品プラスチック	583t	578t	573t	567t	562t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 環境教育の充実

事業者、市民、地域や学校が3Rに取り組みやすいよう、各種イベント、環境学習、広報媒体等を通じて、ごみ減量等に関する情報を積極的に発信する。

(2) ごみの発生抑制の推進

レジ袋の辞退等といったごみ減量につながる取組を促すため、各種キャンペーンや説明会等において啓発を実施する。

また、過剰包装の抑制等に取り組む事業者を表彰することにより、包装の簡素化を推進する。

(3) 有価びんのリユース

容器包装廃棄物の減量に資する取組として、有価びんについては、リユース品として売却する。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類は、秋田市一般廃棄物処理基本計画

に従い、以下のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 ----- 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の の容器包装 ----- 無色のガラス製容器 ----- 茶色のガラス製容器 ----- その他の色のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く) ----- 段ボール	古紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物
の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R8	R9	R10	R11	R12
主としてスチール製の容器	230t	228t	226t	224t	222t
主としてアルミ製の容器	540t	535t	530t	525t	520t
無色のガラス製容器	(合計) 636t (引渡) (独自処理) 636t -	(合計) 630t (引渡) (独自処理) 630t -	(合計) 624t (引渡) (独自処理) 624t -	(合計) 618t (引渡) (独自処理) 618t -	(合計) 612t (引渡) (独自処理) 612t -
茶色のガラス製容器	(合計) 603t (引渡) (独自処理) 603t -	(合計) 598t (引渡) (独自処理) 598t -	(合計) 592t (引渡) (独自処理) 592t -	(合計) 587t (引渡) (独自処理) 587t -	(合計) 581t (引渡) (独自処理) 581t -
その他の色のガラス製容器	(合計) 552t (引渡) (独自処理) 552t -	(合計) 547t (引渡) (独自処理) 547t -	(合計) 541t (引渡) (独自処理) 541t -	(合計) 536t (引渡) (独自処理) 536t -	(合計) 531t (引渡) (独自処理) 531t -
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5t	5t	5t	5t	5t
主として段ボール製の容器	1,691t	1,676t	1,660t	1,644t	1,628t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 975t (引渡) (独自処理) 975t -	(合計) 966t (引渡) (独自処理) 966t -	(合計) 957t (引渡) (独自処理) 957t -	(合計) 948t (引渡) (独自処理) 948t -	(合計) 938t (引渡) (独自処理) 938t -

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の処理実績に人口変動率を乗じて算定する。

なお、人口変動率は、秋田市一般廃棄物処理基本計画の将来人口推計を基に、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
291,701人 (対前年度比) 99.947%	288,981人 (対前年度比) 99.068%	286,262人 (対前年度比) 99.059%	283,542人 (対前年度比) 99.050%	280,822人 (対前年度比) 99.041%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

空き缶、空きびんの収集は、委託業者によるごみ集積所からの収集運搬のほか、市リサイクルプラザへの自己搬入および資源集団回収登録業者により実施する。

古紙類については、市・古紙回収業者・古紙卸問屋・リサイクル事業者により締結した協定に基づくごみ集積所からの収集運搬および資源集団回収登録業者により実施する。

ペットボトルについては、委託業者によるごみ集積所からの収集運搬のほか、市リサイクルプラザへの自己搬入により実施する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶、空きびんおよびペットボトルについては、市リサイクルプラザにおいて選別・保管等を行う。

古紙類については、古紙回収業者の収集運搬後、同業者の施設で保管され、卸問屋経由で民間事業者によりリサイクルされる。

分別収集する 容器包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
アルミ缶	資源化物 (空き缶)	指定袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管)
スチール缶				
無色ガラス	資源化物 (空きびん)	プラスチック コンテナ	平ボディ トラック	リサイクルプラザ (選別・保管)
茶色ガラス				
その他の色のガラス				
飲料用紙製容器	資源化物 (古紙)	紙ひも	平ボディ トラック	民間施設 (選別・保管)
段ボール				
ペットボトル	資源化物 (ペットボトル)	指定袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・梱包・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 資源集団回収の促進

町内会等の実施する資源集団回収を促進するため、実施回数および回収量に応じて奨励金を交付する。

(2) プラスチック製容器包装の処分

ペットボトルを除くプラスチック製容器包装については、家庭ごみとして他のごみと混合して収集し、本市溶融炉において廃棄物発電による熱回収を実施し有効利用を図る。

(3) プラスチックごみの分別収集の開始

令和17年度の稼働開始を目指す新処理施設の供用開始にあわせ、プラスチックごみの分別収集を実施する。